

令和3年9月2日

大山崎町立小中学校
対象児童生徒の保護者 様

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

児童生徒の新型コロナワクチン接種に伴う出欠の取扱いについて

大山崎町では、去る8月31日に12歳から15歳の町民を対象に新型コロナワクチンの接種券を発送しました。接種券を発送する対象については、8月31日時点で12歳未満の方についても、その後12歳の誕生日を迎える方を対象に週ごとに順次発送します。

これにより、対象となる児童生徒は、保護者同伴での新型コロナワクチンの接種が可能となります。

町立小中学校に在籍する児童生徒の新型コロナワクチン接種に関連する出欠の扱いについては下記のとおりとします。

記

児童生徒がワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が新型コロナワクチン接種を受ける場合は「出席停止」として記録し、欠席としない取り扱いとします。

児童生徒にワクチン接種による副反応が出た場合の出欠の取扱い

接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、「出席停止」として記録し、欠席としない取り扱いとします。発熱等の風邪の症状以外があった場合には、学校にご相談下さい。

【本件に関する問合せ】

大山崎町教育委員会 学校教育課 電話 075-956-2101 (代)
メール gakkokyoiku@town.oyamazaki.lg.jp